

# 東淀川区見守り相談室

## ① 要援護者の把握

郵送などで、要援護者の情報提供に係る本人の同意を確認し、地域の見守りなどにつながります。

### \*対象者

高齢者（要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）

身体障がい者1・2級

知的障がい者A・精神障がい者1級・視覚障がい、聴覚障がい3・4級

音声、言語機能障がい3級・肢体不自由3級・難病患者

緑色の封筒で  
郵送します



■ご近所同士の助け合いを基本とするもので、災害時や見守り支援が保障されるものではありません

## ② 孤立死の防止

支援を必要とする人々に自宅等に訪問し様々な機関・団体等と連携・協力し福祉サービスの利用や地域などにつなげ孤立死を防止します。

## ③ 行方不明時における地域での支え合い

認知症高齢者等が行方不明になった場合に、メールにより協力者（地域の関係機関・企業、団体など）に配信し行方不明時の早期発見を強化します。



お気軽に  
ご相談ください

# 東淀川区見守り相談室

## 06-6160-0311 FAX 06-6370-7330

（東淀川区社会福祉協議会・在宅サービスセンターほほえみ内）

\*本事業は、大阪市から委託を受けて実施するものです

